

三浦市中小企業信用保証料補助金交付制度のご案内

三浦市では、市内の中小企業者の方を対象に神奈川県中小企業制度融資のうちの一部を利用した際に支払った信用保証料の一部を補助しています。

なお、申請はご融資の手続の際に各金融機関窓口にて簡単に行うことができますので、どうぞご利用ください。

補助対象となる資金

神奈川県中小企業制度融資のうち次のもの

- ・ 事業振興融資（令和5年4月1日融資実行分から対象になりました。）
- ・ 小口零細企業保証資金
- ・ 小規模クイック融資（運転・設備）
- ・ 創業支援融資
- ・ 事業承継関連融資

補助率

払込み保証料の2分の1、限度額5万円

補助の対象要件

次のいずれにも該当することが必要です。

- ・ 市税等に滞納のない方
- ・ 上記、対象資金の融資を受け、神奈川県信用保証協会に保証料を支払った方（創業支援融資以外の融資を受けた場合）
- ・ 市内で1年以上引き続き事業を営んでいる中小企業者
かつ、個人にあつては市内に1年以上引き続き居住している方
（創業支援融資を受けた場合）
- ・ 市内に事業所を有する中小企業者、かつ、個人にあつては市内に居住している方

申請方法

申請手続・・・各金融機関窓口にて、ご融資手続と併せてご申請ください。

申請期間・・・保証料払込み日から4か月以内（創業支援融資は10か月以内）

※申請書は各金融機関に備え付けのほか、三浦市ホームページからもダウンロードできます。

申請後の流れ

- ・ 申請書が市へ到達した後、納税状況等を確認し、『補助金交付（不交付）決定通知書』を申請者（お客様）へ郵送します。
- ・ 申請者（お客様）は、『補助金交付決定通知書』がお手元に届きましたら、同封の『補助金請求書』をもてなし課までご提出ください。（郵送可）

お問い合わせ

補助について・・・三浦市役所 もてなし課【TEL 046-882-1111（内線77344）】

所在地：三浦市三崎5丁目245-7 魚市場4階

融資について・・・各金融機関窓口まで